

香川県条例第38号

香川県立保健医療大学条例の一部を改正する条例

香川県立保健医療大学条例（平成15年香川県条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前									
<p>(大学院)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 大学院に、保健医療学研究科を置く。</p> <p>3 大学院に、博士課程を置き、これを前期及び後期の課程に区分する。</p> <p>4 保健医療学研究科に、看護学専攻及び臨床検査学専攻を置く。</p> <p>(修業年限)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 博士課程の修業年限は、前期の課程にあっては2年、後期の課程にあっては3年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、それぞれ当該期間を超える修業年限とすることができます。</p>	<p>(大学院)</p> <p>第4条 大学に、大学院を置く。</p> <p>2 大学院に置く研究科及び課程並びに研究科に置く専攻は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>研究科</th><th>課程</th><th>専攻</th></tr></thead><tbody><tr><td>保健医療学研究科</td><td>修士課程</td><td>看護学専攻</td></tr><tr><td></td><td>博士課程</td><td>臨床検査学専攻</td></tr></tbody></table> <p>3 博士課程は、前期及び後期の課程に区分する。</p> <p>(修業年限)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 大学院の修業年限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、当該期間を超える修業年限とすることができます。</p> <p>(1) 修士課程 2年</p> <p>(2) 博士課程の前期の課程 2年</p> <p>(3) 博士課程の後期の課程 3年</p>	研究科	課程	専攻	保健医療学研究科	修士課程	看護学専攻		博士課程	臨床検査学専攻
研究科	課程	専攻								
保健医療学研究科	修士課程	看護学専攻								
	博士課程	臨床検査学専攻								

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年3月31日に香川県立保健医療大学の大学院の修士課程に在学する者がこの条例の施行の日以後引き続き当該課程に在学する場合における当該者についての当該課程及びその修業年限については、改正後の香川県立保健医療大学条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

3 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～235の2 略				1～235の2 略			
236 香川県立保健 医療大学入学選考 手数料	略 <u>博士課程の前期又は後期</u> の課程 略			236 香川県立保健 医療大学入学選考 手数料	<u>修士課程又は博士課程の</u> <u>前期若しくは後期の課程</u> 学生 研究生 科目等履修生	1件 1件 1件	3万円 9,800円 9,800円
237 香川県立保健 医療大学入学金	略 <u>博士課程の前期又は後期</u> の課程 略			237 香川県立保健 医療大学入学金	<u>修士課程又は博士課程の</u> <u>前期若しくは後期の課程</u> 学生 県内者 その他の者 研究生 科目等履修生	1件 1件 1件 1件	197,400円 366,600円 84,600円 28,200円
238～598 略				238～598 略			
備考 略				備考 略			